



リケンテクノスグループ
グリーン調達基準

第6版

制定日：2009年08月01日

改定日：2025年05月25日

1. 目的

リケンテクノスグループは地球環境保全活動を推進しており、その一環としてグリーン調達に取り組んでいます。この基準書では、リケンテクノスグループにおけるグリーン調達に関する基本的な考え方と、基準について示しています。リケンテクノスグループ各関係会社はお取引先様と共同で環境保全を進め、資源の有効活用に取り組んでまいります。

2. 適用範囲

この基準書は、リケンテクノスグループ各関係会社の製品を構成する原材料、および包装材や離型紙、紙管などの副資材、設備の維持・管理に使用される潤滑油、機械油などを調達する場合における、お取引先様での環境管理システム構築および環境関連物質管理に適用します。

＊原材料：樹脂、可塑剤、安定剤、充填剤、強化剤、着色剤、フィルム基材、塗工剤、接着剤など直接製品を構成するものです。

＊環境関連物質：弊社製品に含有される化学物質、及び製造時に使用される化学物質のうち、地球環境全般に環境影響が認められ、あるいは希少価値が高い、健康・安全に影響がある廃棄時の処理方法に注意を要する化学物質を指し、何らかの法規・規制がある化学物質が対象になります。

3. グリーン調達基準方針

（1）環境管理システム構築のお願い

下記に示す環境パフォーマンスを達成するため、お取引先様におかれましては自主的な環境管理システムの構築をお願いします。

環境管理システムは、国際標準の ISO14001 を推奨します。これに準じたお取引先様独自の仕組みでも構いません。以下の項目は文書化し、実行するよう、お願いします。

a. 経営者の環境に関する宣言・方針

経営者は、環境管理活動への積極的取り組みを宣言し、全従業員に伝達すること。

b. 環境目標と計画の策定

目標には原材料に含まれる環境関連物質の管理を含むこと。

c. 自己評価

目標の達成状況を評価し、問題があれば改善処置をとること。

（2）環境パフォーマンス達成のお願い

環境パフォーマンスとは、環境管理システムの運営の結果として達成される成果で、環境目標の達成度です。環境目標はお取引先様の事業活動の特徴を示すものですが、原材料に含まれる環境関連物質の管理を含めるようにしてください。

（3）ご報告のお願い

生産工程・使用原料等の変更に関するご報告、また納入後に発見された製品（弊社原材料等）異常のご報告をお願いします。

4. 環境関連物質に関する調査及び報告のお願い

4-1 SDS 提出のお願い

JIS Z 7253:2019 に準拠して SDS の提示をお願いします。

4-2 chemSHERPA 提出のお願い

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営している、製品に含有される化学物質を適正に管理し、サプライチェーンにおける情報伝達を可能にする情報伝達スキームである、chemSHERPA の提出をお願いします。

chemSHERPA by JAMP

4-3 リケンテクノスグループ指定の「化学物質含有情報シート」での開示と保証のお願い

含有化学物質の情報を指定の「化学物質含有情報シート」で開示し記載内容の保証をお願いします。また、生産工程の変更、使用原料の変更、関連法規の改正等により、記載内容に相違が生じた場合には遅滞なく再提出をお願いします。

（1）RoHS2 10 物質の閾値保証および測定値の報告

電子・電気機器における特定有害物質の使用制限について欧州連合による指令（Restriction of Hazardous Substances）で指定された表 1 記載の 10 物質について閾値保証および測定値のご報告をお願いします。意図的に使用添加している製品においては、含有上限値をご報告ください。

（2）REACH 制限物質 4 フタル酸総量の保証のお願い

REACH 規則附属書 XVII エントリー 51 で定める表 1 記載の 4 種フタル酸総量について意図図的、非意図的にかかわらず、閾値保証をお願いします

表 1 RoHS2 10 物質の閾値

規制	対象物質	閾値
RoHS2 10 物質	鉛およびその化合物	1000ppm
	カドミウムおよびその化合物	100ppm
	水銀およびその化合物	1000ppm
	六価クロム化合物	1000ppm
	ポリ臭素化ビフェニール (PBB)	1000ppm
	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE)	1000ppm
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000ppm
	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm
	フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm
	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm
REACH 制限物質 4 フタル酸総量	4 フタル酸総量 (4 フタル酸： DEHP+BBP+DBP+DIBP)	1000ppm

（3）測定上の注意点

- ・六価クロムの測定においては総クロムの測定に変更可能ですが、総クロム測定で 100ppm を超える場合は六価クロムの測定報告をお願いします。

- ・ PBB、PBDE の測定においては総臭素の測定に変更可能ですが、総臭素測定で 100ppm を超える場合は PBB、PBDE の測定報告をお願いします。また臭素系難燃剤、臭素系洗浄剤等の臭素系化合物については PBB、PBDE の測定報告をお願いします。
- ・ 分析方法については、前処理と測定装置の組み合わせにより、定量下限が概ね以下の表中の数値を保証できれば、任意の方法で良いものとします。

物質名	定量下限	分析機器例
カドミウム	5 ppm	ICP、AAS 等
鉛	10 ppm	ICP、AAS 等
総クロム	5 ppm	ICP、AAS 等
六価クロム	10 ppm	ジフェニルカルバジド吸光光度法
水銀	20 ppm	ICP、AAS 等
総臭素	100 ppm	イオンクロマトグラフィ (IC)
PBB	20 ppm	GC-MS
PBDE	20 ppm	GC-MS
DEHP	30ppm	GC-MS
BBP	30ppm	GC-MS
DBP	30ppm	GC-MS
DIBP	30ppm	GC-MS

(4) 含有化学物質の報告

製品に含まれる不純物、副生成物等の微量含有化学物質を含めて下記法規法令に該当する化学物質を含む場合、化学物質名、CAS No、含有量、不純物あるいは副生成物の識別、該当する法規のご報告をお願いします。

ア．日本国内法規対象化学物質（日本国内への納入の場合）

a．化学物質審査規制法（化審法）

第一種特定化学物質および第二種特定化学物質
監視物質
優先評価化学物質

b．化学物質排出把握管理促進法（化管法）

第一種指定化学物質
第二種指定化学物質

c．毒物および劇物取締法

法律毒物、法律劇物、法律特定毒物
政令毒物、政令劇物、政令特定毒物

d．労働安全衛生法

製造禁止・製造許可、表示の義務
SDS（通知）の義務、変異原性点検

以上の法規対象化学物質については下記 NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）のサイトの参照をお願いします。

●化学物質総合情報提供システム（CHRIIP）

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

その他の公的規制を受ける物質、受けない物質の含有報告をお願いします。

(5) その他

品質仕様書については、別途取り決めさせていただきます。

4-4 リケンテクノスグループ禁止物質

- (1) 化審法第一種・第二種特定化学物質
- (2) 化審法監視化学物質
- (3) 毒劇物法の毒物
- (4) 労安法製造禁止・製造許可物質
- (5) 化学兵器禁止法特定物質

リケンテクノスグループでは上記の法規対象物質の使用を禁止しております。

5. 解説

欧州の ELV 指令・RoHS 指令や米国カリフォルニア州のプロポジション 65 のように、製品や廃棄物からの環境汚染防止のために特定の有害化学物質が使用制限・禁止になってきました。各国で規制物質が年々更新、増加してきており、化学物質含有情報の把握・伝達が今まで以上に重要となっています。

弊社もリケンテクノスグループとしての「グリーン調達基準」の発行に当たり、より細部に渡り化学物質含有情報が入手できるように、「化学物質含有情報シート」を作成、改定し、運用しております。

お取引様各社におかれましては、弊社に納入する製品について「SDS」、「chemSHERPA」、指定の「化学物質含有情報シート」をリケンテクノス各関係会社へご提出していただきますようお願い申し上げます。

今後も各業界団体の活動を見ながらご理解いただける「グリーン調達」をめざして、内容の充実を図っていく所存です。

リケンテクノスグループグリーン調達基準（第6版）

改定日：2025年05月25日

発行部署：リケンテクノス株式会社 統合マネジメント管理部

この基準に対するお問い合わせは発行部署までご連絡下さい

〒101-8336 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番

TEL：03-5297-1634

FAX：03-5297-1660

Mail：iso@rikentechnos.co.jp